

第606回茨城県内水面漁場管理委員会 議事録

日 時	令和6年4月16日(火) 午後1時55分から
場 所	茨城県庁17階農林水産部会議室
議 題	第1号議案 たねうなぎ特別採捕許可について(諮問) 第2号議案 令和6年度年間事業計画について(協議)
出席委員	1番 高杉 則行 2番 小林 益三 3番 水野 恵美子 5番 坂本 勉 6番 八角 直道 7番 鈴木 好三 10番 星井 晴美 11番 堤 隆雄 12番 多田 悦章
欠席委員	8番 高津 武弘
県側出席者	農林水産部次長兼漁政課長 川野辺 誠 " 漁政課課長補佐 所 高利 " 主任 今野美紗子 " 水産振興課長 富永 敦 " 係長 藤江 隆司 水産試験場内水面支場技佐兼支場長 根本 孝 " 主任 鈴木 裕也 " 技師 飯野 菜帆
事務局	事務局長 久保田 次郎 係長 小沼 智恵美 会計年度任用職員 中村 剛
議事録署名人	2番 小林 益三 10番 星井 晴美
議長	1番 高杉 則行
会議内容	開会 午後1時55分
久保田事務局長	[開会宣言] [資料確認、高杉会長に挨拶を依頼]
高杉会長	第606回内水面漁場管理委員会を開催しましたところ、委員の皆様はじめ、 県の関係職員の皆様にお忙しい中、出席を賜りましてありがとうございました。

今、局長からもお話がありましたように、今年度の4月で県職員の異動がございました。局長はじめ当委員会の関係の職員も替わりました。フレッシュな人達も入ってきました。どうか向こう1年間宜しくお願いしたいと思っております。

茨城県の内水面漁場を取り巻く情勢なのですけども、4月になっても桜の花が一向に咲きません。県内の各漁協の情勢を見ますと、高齢化が進んで組合員が減少して、財政が逼迫している状況でございます。放流を減らさざるを得ないような、そういう状況に追い込まれております。

また、カワウや外来魚の食害等については、常態化して依然と良い方法が見つからないのが現状となっております。カワウについては、広域でいろんな取り組みをするのが効果的と言われてはいますが、各県の取り組みの温度差がありまして、なかなか連携が難しいというのが現状と言えます。

また、コクチバスなのですけども、以前、那珂川で確認されてはいたけども、久慈川でも数年前に内水面試験場職員の視察といいますかね。それで、常陸太田市あたりだと思っておりますけども、確認がされました。当初は常陸大宮市下流でしか生息していませんでしたけれども、今日では大子町の支流でも生息が確認されました。このコクチバスなのですけども、急流や冷たい水にも対応するという事で、非常に厄介な魚だと思っております。こちらにも急な対応が求められております。

他方、悪い話ばかりではありませんで、久慈川のアユ釣り教室、3年間茨城県の補助金で運用してやってまいりましたけれど、昨年初めて現場主義といいますか、現場主体でアユ釣り教室を開催しました。非常に現場の皆さん頑張っておりますして、当初の目的である釣り人を増やす、あるいは組合員数を増やす、そのような目的が徐々に達成されつつあります。水産振興課の皆さんにも大変お骨折り頂きましたけれども、川で教室に出席した人がみえられまして、始まりましたというようなことを二、三聞いています。私も直接行き会っておりますので、そういうような面で評価ができる面だと思っております。

また、若い人が釣り人に入られて、バス釣りはやるのですけどアユの友釣りとかはやらないということで、今「アユイング」という、そういう名称でダイワあたりがやっているのですけども、ルアーでアユを釣る、そんな方法も私どもも取り組みをしていきたいというふうに考えております。とにかく若い釣り人をアユ釣りに向いてもらうということも必要だと思いますので、その辺の取り組みも是非今年はやっていききたいと考えています。

今日の議題につきましては「たねうなぎ特別採捕許可について」諮問でございます。それから第2号議案については「令和6年度年間事業計画について」皆さんと協議をしたいと思っております。最後までご協力をお願いしまして、挨拶に代えさせていただきます。

久保田局長

ありがとうございました。

川野辺次長

続きまして、年度当初の委員会でございますので、川野辺次長から挨拶をいただきたいと思います。

はい、漁政課の川野辺でございます。

令和6年度最初の委員会でございますので、会議に先立ち、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には、日頃より内水面の漁業調整及び資源保護、水産業の振興に対しまして、貴重なご意見、ご助言を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年度は、改正漁業法のもとで初めてとなる漁業権の免許切替がございました。内水面でいいますと、第1種、第5種というような共同漁業権、そして第2種の区画漁業権の免許切替がございました。当該免許の切替を円滑に行うことができましたのは皆様のご審議の賜物だと思っております。また、改正漁業法によりまして、うなぎ稚魚が悪質な密漁の対象となる恐れが大きい特定水産動植物に指定されたことに伴いまして、これまで特別採捕許可としてシラスうなぎを採っていたところではありますが、こちらの方が、内水面では初となる知事許可漁業であるうなぎ稚魚漁業へ制度移行させていただきました。こちらにつきましても、委員の皆様のご審議をいただいて、昨年11月に許可証を発給することができました。改めてお礼申し上げます。

当該漁業は1年更新の許可でございますので、委員の皆様には昨年度に続き、今年度も9月の委員会から許可の内容についてご審議をお願いする予定でございます。

さらに、昨年度につきましては、ニジマスの保護規定、ニジマスは外来種ですので、保護するかどうかということですが、それから毛針の使用禁止こちらの方はもともと稚アユの保護ということで規定があったものですが、そういったものについて、見直しの検討をいただきました。毛針の使用に関しましては、近年フライフィッシングなどが、非常に盛んになってきて、サクラマス等が釣りの関係で解除の声が以前からありましたが、そういったものにつきましても、しっかりと審議いただいた中で、改正に至ることができました。

また、今年度でございますけれども、サクラマスの採捕禁止期間短縮を内容とした漁業調整規則の改正を予定しております。

これらの規則改正によりまして、遊漁者の獲得による遊漁収入の増加など、漁協の経営の安定化や内水面漁業の振興に繋がっていただければと考えております。

委員の皆様におかれましては、後日、規則改正の内容についてご審議いただく予定でございますので引き続きよろしく願いいたします。また先ほど、会

長の方からも内水面の話、厳しいお話をいただきましたけれども、今年から大北川、それから久慈川の漁協さんで、アユ、ヤマメ、イワナの電子遊漁券の販売が開始されました。そういった取り組みというのは、県内初ということになりますので、そういった取り組みで、漁場管理作業の軽減であったり、ユーザーの来訪に繋がっていくということを期待したいと思っております。

それでは、長くなりましたが、今年度も様々な調整上の課題について、当委員会、十分な協議を図りながら、本件業務は円満な調整と振興を図って参りたいと考えておりますので、委員の皆様のご協力をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

久保田局長

ありがとうございました。

続きまして議長の選出ですが、当委員会の会議規程第4条第1項によりまして、会長が議長となることになっておりますので、高杉会長に議長をお願いいたします。

高杉議長

わかりました。では議長を務めさせていただきます。

その前に、私もいろいろと、挨拶の中で抜けた部分がございます、次長の方から、遊漁券の値上げなり、或いはフィッシュパスばかりでなく、電子遊漁券の導入等のことについても、皆さんに向けて、次長の方でカバーしていただきましてありがとうございました。

早速ですが、次第3の出席委員数の報告を事務局からお願いいたします。

久保田局長

はい。現委員10名のうち、出席委員9名、欠席委員が1名で、欠席委員は高津委員となっております。

過半数の委員の出席をいただいておりますので、漁業法第173条の規定によりまして、本会議は成立しております。

高杉議長

はい。ありがとうございました。

続きまして次第4の議事録署名人ですけれども、会議規程第7条第2項の規定に基づき私から指名をいたします。2番、小林副会長と10番星井委員にそれぞれお願いをいたします。

それでは、次第5の議題に入ります。

第1号議案、たねうなぎ特別採捕許可についての諮問、説明をお願いいたします。事務局、お願いいたします。

中村会計年度任用
職員

(諮問文読み上げ)

今野主任	(資料1により説明)
高杉議長	はい。ありがとうございました。 ただいまの説明についてご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。
所課長補佐	漁政課から補足説明させていただきます。 今回のたねうなぎの特別採捕許可の諮問であります。昨年の9月の委員会でも説明させていただきました通り、うなぎの稚魚につきましては、令和5年12月から、特定水産動植物に指定されておりました。法で規定される13センチまでの魚につきましては、主にしらすうなぎになりますが、うなぎの稚魚の漁業許可制度に移行しております。全長13センチを超えるものから漁業調整規則で決まっております23センチ以下の魚につきましては、たねうなぎということで、引き続き特別採捕許可の方で許可を発給する仕組みとなっております。たねうなぎの対象になる、これまでの6センチから、今回から13センチを超えるということで変更になっておりますので、先ほど今野の方から説明がありましたように、7ページ目の許可の取扱方針が、併せて改正になっているという状況でございます。 以上補足をさせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
高杉議長	はい。補足ありがとうございました。 そこを含めまして、委員の皆さんから何かご意見、ご質問等がございますか。鈴木委員どうぞ。
7番 鈴木委員	あの、たねうなぎというのはよくわかんないですけど、養殖用なのですか。
高杉議長	漁政課ですか。
所課長補佐	はい。こちらの方はですね、県内での放流用のもので、採ったものを放流用に販売するということです。
7番 鈴木委員	はい。
高杉議長	よろしいでしょうか。その他ございませんか。 意見もないようですので県への答申についてお諮りをいたします。 諮問の内容にご異議ございませんか。
(委員一同)	(「異議なし」の声)

高杉議長	はい、異議なしとのことですので、原案通りで差し支えありませんと、県に答申いたします。 それでは次に第2号議案、令和6年度年間事業計画について説明をお願いします。事務局、お願いします。
中村会計年度任用職員	(資料2により説明)
高杉議長	はい。ありがとうございました。 第2号議案の年間計画について、ご意見ご質問がございましたらお願いいたします。
(委員一同)	(「なし」の声)
高杉議長	特にご意見がないようですので、原案の通り決定することといたします。 それでは次第6のその他に移ります。 県、事務局から何かございますか。
久保田局長	事務局からは特にありません。
高杉議長	県の方からはございますか。特にないですか。 その他、委員の皆さんから、何かございますか。
5番 坂本委員	いいですか。
高杉議長	どうぞ。
5番 坂本委員	遊漁券の件なのですが。スズキの遊漁券に関して、他の県では、何件かスズキを遊漁券として販売している所があるのですが、これは県がどういう関与を持っているか、具体的に教えていただければありがたいのですが。
高杉議長	スズキですか。難しい魚種ですね。日釣り券として売っているところがあるのですか。
5番 坂本委員	あるのですよ。
高杉議長	これは漁政課で把握していますか。
所課長補佐	我々の方で、他県の方でスズキを第5種共同漁業権の対象種として扱っているかについては、情報としては捉えられていないところがございます。スズキ

につきましては、主に海で、親魚が生息していた中で、小型魚が河川の方に入ってくると思うのですけども、やはり増殖対策をやれるかという問題があり、主に海で利用していくような魚ということも非常に強いものがありますので、現況すぐに第5種共同漁業権魚種として扱うということまで、我々の方で検討している状況ではないです。

心配されるのは遊漁券のところでしょうか。遊漁券につきましては、やはり第5種共同漁業権につきましては、当然その遊漁者の方が放流魚種に対して遊漁料を支払うという仕組みになっていますので、当然お支払いいただく必要があるかと思えます。

スズキにつきましては、我々の方にもよく問い合わせが来るのですけれども、漁業権魚種ではないけれども、漁協さんの方でやられている漁場環境整備ですとか、漁場環境美化とか、そういった点で皆さんも非常に努力されていますので、ご協力できる範囲で負担をお願いしますということで県の方では説明しております。

5番 坂本委員

わかりました。ありがとうございます。

高杉議長

ありがとうございました。

11番 堤委員

一ついいですか。坂本さんが一番今困っているのは、そのスズキを釣るルアーのお客さんがものすごく多い。それによって、駐車場もないのに車をあちこち置いて、或いはゴミとかもたくさん捨てられている。

そういうことで、今、坂本さんの質問は、漁業権対象魚ではないけれども、釣り券を販売しているところが全国に何ヶ所かある。

これは私のところのブラックバスなんかとも同じだと思うのです。当然、漁業権魚種でも何でもないけれども、その協力みたいな形で、そういうふうな体制で、県の方で動いていただけないかっていうことではないかと思うのですよ。

5番 坂本委員

おっしゃるとおりで、ある程度PRしてもらって、一応全員で結局そういう条件を、金額がそんなに高くないものだから、最適な金額でボランティアとかで設置してもらえばありがたいということを、県の方でPRすれば、ある程度強制できなくても、善意で徴収できるのであれば、県の方で動いてもらえばありがたいという趣旨なのです。

高杉議長

ありがとうございました。

このスズキは、別名シーバスといって、シーバスはバスではないのですけども、特に若い人を中心にこのルアー釣りでもシーバスをねらって、海のバスなのですかね、そういう命名がついていますけども、坂本委員がおっしゃるのは県の方で、何とかその任意でも、牛久沼では、バスを任意で協力していただいていると、それに似たような扱いを、指導して欲しいということなのだと思う

のですけど。ただ、所補佐から言われたように、非常に難しい魚種なのですよね。第5種に指定されているのですかね、その他のやつは。第5種免許とか。

川野辺次長

ちよっとうちの方でどこの県のどこの川に入っているのかちょっと教えていただけなかったので、調べさせていただいて、その状況もよく調べさせてください。その辺の情報を我々が持っていない中で、明確に答えるのは少し難しいです。

5番 坂本委員

おそらく、河口付近だけだと思うのですが一部だけね、一応そういう状況を取っているというような話を聞きました。

高杉議長

もし、分かれば河川名と漁協名を漁政課の方へ。

川野辺次長

漁政課の方へ。

6番 八角委員

大湊沼漁協さんから看板を立てるので、看板の文面についてちょっと内水面漁連の方で見ていただきたいということで、今日お返しはしたのですが。

今、その内容は、もう所さんの方からちょっと説明があったように、漁業権魚種じゃないけど、大湊沼漁協さんだって漁場清掃もやっているし、それからウナギの種苗放流をやっている、大変な支出をかけているので、その点についてご協力くださいという趣旨の内容を今度看板の方に書きます。そういう形では一応したので、県全体でというより漁業権者ごとに、個々に一つずつやっていくのが筋かなと、内水面漁連の方では、まだきちんと直していませんけど、今そう言う文面に直すように、準備しているので、そういうことはきちんと広めていきたいと思っています。

高杉議長

それは、看板ですか。

6番 八角委員

はい、看板です。後はホームページもそうですし、あと先ほど、堤委員から話があったように、ブラックバスなど漁業権としてない魚種についての扱いについては、協力を願いますという、ご理解いただこうという形で、大野屋さん、ブラックバスボート釣屋さんが音頭を取っていただいて、遊漁券をバス釣りの人達に買っていただくような、何かこう、気分というか、雰囲気醸成ができていくので、これからもそういう形で進めていきたいと思っています。あとシーバスの件は、今次長の方からもお話があったように、調べていただいて、対応していただければ良いと思います。ちょっと様子を見てください。あと努力していくという形で。

高杉議長

釣り人が遊漁券を購入することは、いいことですね。

6番 八角委員

はい。

高杉議長

ではその他、皆さんから何かございませんか。

(委員一同)

(「なし」の声)

高杉議長

それでは、本日の議事はすべて終了いたしました。
事務局より、次回の開催日程をお願いいたします。

久保田局長

はい。次回の委員会は6月に開催予定です。
開催通知は後日発送させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

高杉議長

それではこれもちまして、本日の委員会を終了いたします。
ご協力ありがとうございました。

閉会 午後2時40分

上記の記録の正確なことを認め署名する。

令和6年4月16日

議 長 _____

議事録署名人 _____